

平成 27 年 7 月 1 日

「レンタカーによる観光利用キャッシュバック事業」の実施について

1 事業目的

登米市では、観光客及び宿泊客の拡大による市内経済の活性化を図るため、「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）」を活用し、「レンタカーによる観光利用キャッシュバック事業」を実施します。

2 事業概要

レンタカーを利用し、登米市内登録店において観光、食事、買い物、宿泊した観光客に対して、その金額に応じ、レンタカー会社を通じたキャッシュバックを行います。

(1) 事業実施期間

平成 27 年 7 月 1 日（水）～平成 28 年 3 月 31 日（木）

(2) キャッシュバックの内容

500 円の利用で 1 ポイントとし、ポイントに応じて次のとおりキャッシュバックを行います。

4 スタンプ（2,000 円利用）	500 円キャッシュバック
8 スタンプ（4,000 円利用）	1,000 円キャッシュバック
12 スタンプ（6,000 円利用）	1,500 円キャッシュバック
16 スタンプ（8,000 円利用以上）	2,000 円キャッシュバック

※スタンプは店舗・施設ごとに押印します。別々の店舗・施設の利用額合算では押印しません。

(3) 市内登録店

区分	観る	食べる	買う	泊まる	温泉	計
店舗数	11	40	16	13	1	81

(4) 利用できるレンタカー

県内及び一ノ関駅周辺の駅レンタカー、トヨタレンタリース宮城、ニッポンレンタカー（37 営業所）

(5) 利用手順

別紙チラシ参照

[問い合わせ] 産業経済部商工観光課 担当 守屋乃扶子 電話 0220-34-2734（直通）
--